

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第56号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表瑞穂宝木線の項中「浜村駅」を「気高町総合支所」に改め、「気高町宝木」の次に「、宝木駅、浜村駅」を加え、同表中

「

船磯線	浜村駅	気高町八束水	浜村駅
逢坂線	鹿野町総 合支所	鹿野町鷺峯、気高町殿、気高町睦 逢、気高町郡家、浜村駅	鹿野町總 合支所
宝木河内線	鹿野町總 合支所	鹿野町河内、鹿野町鷺峯、気高町 上光、気高町宝木	鹿野町總 合支所

を

」

「

逢坂船磯線	気高町總 合支所	気高町殿、気高町睦逢、気高町郡 家、気高町八束水、浜村駅	氣高町總 合支所
-------	-------------	---------------------------------	-------------

鹿野線	鹿野町總 合支所	鹿野町河内、鹿野町鷺峯、鹿野町 今市、鹿野町鹿野、鹿野町末用	鹿野町總 合支所	に
-----	-------------	-----------------------------------	-------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。